

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和5年度において、業務委託の実施にあたり、契約手続きを怠っていたうえ、請求書等を紛失し支払いの遅延（計736,120円）を生じさせました。また、別の業務委託においても請求書等を紛失し、支払いが遅延していたところ、振込名義を「ヨコハマシ」等と記載し私費で支払い（95,700円）を行いました。

令和3年度においては、4件の業務委託について、請求書等を紛失し支払いが遅延していたところ、振込名義を「ヨコハマシ」等と記載し私費で支払い（計1,143,000円）を行ったうえ、財務会計システム上の発注登録情報を削除しました。

なお、本件発生については、令和6年6月7日に健康福祉局から記者発表しています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
健康福祉局	事務職員	50代	減給10分の1 1箇月

※本処分については、令和7年4月15日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

- 課長級1名 係長級1名 市長口頭厳重注意

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005